

## 静岡市上下水道局庁舎駐車場運営事業者募集に関する想定質問

### 1. 駐車場の貸付要件について

No	想定質問	回答
1-1 ①	募集要項に占有面積152.50㎡で駐車台数13台とあるが、車室数変更は可能か。	車室は、災害時等に給水車（4 t 車）が駐車することが想定されることから、1台あたり長さ5,000mm、幅2,500mmとし、13台分（うち車いす使用者用駐車区画は、長さ5,000mm、幅4,500mmで1台分）を確保してください。
1-1 ②	車室は普通車以外(小型や軽自動車専用など)可能か。	そのうえで、レイアウトの変更や車室の増加については、駐車場運営事業者と市で協議し決定します。
1-2	昭和通り側からの進入については可能か。	認めません。国道362号（昭和通り）の <u>逆側</u> の入り口のみ進入することが可能です。出口は国道362号側とその逆側の両方が使用できます。

### 2. 車いす使用者用駐車区画について

No	質問事項	回答
2-1	車いす使用車用駐車区画はどのくらいか。	車いす使用車用駐車区画は、長さ5,000mm、幅4,500mmで1台分を確保してください。
2-2 ①	車いす使用者駐車区画について、ロック板の段差が生じる機器を設置は可能か。	車いす使用者駐車区画は、ロック板等の段差が生じる機器を設置し、料金を徴収することができます。ただし、設置する機器の形状や配置等について、配慮のうえ設置してください。
2-2 ②	車いす使用者用駐車区画も料金徴収の対象としてよいか。	

### 3. 駐車場運営設備について

No	質問事項	回答
3-1	精算機の設置場所はどこか。	精算機の設置場所は、駐車場運営事業者から提案してください。ご提案いただいた内容について市と協議し、決定します。
3-2	場内照明及び昭和通り側の出庫注意灯は継続して24時間利用可能か。また利用可能な場合、維持管理に掛かる費用は誰が負担するか。	場内照明及び国道362号（昭和通り）側の出庫注意灯は継続して24時間利用可能です。また、維持管理にかかる費用は市が負担します。なお、既存の機器等を改修し使用したい場合は、駐車場運営事業者と市で協議のうえ可否を決定し、維持管理に係る経費の負担についても協議のうえ決定します。

3-3	案内看板のサイズ指定はあるが、枚数の指定はあるか。	指定はありません。
3-4	工事期間中の工事日程の制限や注意事項はあるか。	<p>駐車場を管理するための機器を設置する工事は、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの期間の原則として土日祝日に行ってください。</p> <p>また、土曜日においては、歯科医院が営業していることから、歯科医院の駐車場利用者への対応を行ってください。日曜日に工事する場合は駐車場の閉鎖が可能です。</p> <p>平日の開庁時間中は上下水道局来庁者への配慮から、駐車場は閉鎖できません。</p> <p>開庁時間は以下のとおりです。</p> <p>午前8時30分から午後5時15分まで</p>
3-5	インターフォン設備による利用者対応について、365日24時間対応のコールセンターでの代用は可能か。	365日24時間対応のコールセンターでの代用を認めます。
3-6	防犯カメラの設置は必須か。	防犯カメラの設置は必須ではありません。
3-7	飲料等自動販売機の設置は可能ですか。	駐車場内に既設の自動販売機があるため設置は認めません。
3-8	開業日の取り決めはあるか。	開業日は令和5年5月1日とします。

#### 4. 駐車場料金について

No	質問事項	回答
4-1	契約期間中（例：運用開始から2年後等）周辺時間貸し相場との兼ね合いをみて料金設定の変更をすることは可能か。	契約期間中の料金設定変更を認めます。変更にあたっては市と協議のうえ決定します。
4-2	一日の最大料金は設定可能か。	一日の最大料金は設定可能です。

#### 5. 貸付料について

No	質問事項	回答
5-1	貸付料の発生はいつからか。	貸付料の発生は、供用開始日（開業日）の令和5年5月1日からです。

5-2	貸付料について、市が発行する納入通知書で指定された期日までに納入との記載があるが、具体的にはいつ頃になるか。	貸付料の納付期限は、毎年4月末日を予定しています。
5-3	貸付予定期間（3年間）内において、経済事情の変動等による貸付料の減額は可能か。	原則、貸付料の減額は認めません。

## 6. その他の条件について

No	質問事項	回答
8-1	植栽の維持管理は市で負担するのか。	植栽の維持管理は、市で負担します。
8-2	清掃頻度について、指定等はあるか。	清掃頻度の指定はありませんが、公共施設であることを鑑み、適正な保全に努めてください。
8-3	応募申し込みをする際、保証金等の納付は必要か。また、契約締結の際にも契約保証金等の納付は必要か。	保証金は必要ありません。 （ただし、契約解除の際は賃貸借契約に基づき、違約金（3年間の貸付料の10分の1）及び損害賠償を請求する予定です。）
8-4	契約期間内の中途解約は可能か。 また、可能な場合かつ期中途中で解約した場合は年初に収めた貸付料はどのような取り扱いになるか。	契約期間内の途中解約は可とします。ただし、解約予定の4か月前までに市と解約に関わる協議の場を設けてください。 なお、既納の貸付料は返還しません。
8-5	営業報告の報告頻度はどの程度か。	営業報告は、1か月ごと実施してください。
8-6	車室枠内のアスファルトやライン・車止め等が破損・損耗した場合の補修費用の負担はどのようになるか。	貸付期間中に修理費用が発生した場合、駐車場運営事業者と原因者との間で負担を協議し対応してください。
8-7	駐車場運営会社のブランドロゴを使用するの運営は可能か。	ブランドロゴの使用を認めます。
8-8	結果通知について、決定金額・事業者名だけでなく、入札参加企業全ての金額と事業者名を教えてもらえるか。	駐車場運営事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び運営事業者名を通知するとともに、静岡市ホームページに決定金額及び運営事業者の氏名を掲載します。 決定した事業者以外の社名（個人を含む）及び見積金額は掲載しません。
8-9	本書に記載以外の質問は他の入札参加者に公開されるか。	質疑内容を整理したうえで、応募申込を行った応募資格者全員に電子メールにて回答します。